

新行政改革大綱における各改革の 評価手法に係る方針について（案）

【方針】

P D C Aサイクルによる評価をしっかりと行い、評価を踏まえた改革内容の改定も可能とし、着実に改革を実行する。

1 評価の位置づけ

別紙1のとおり、いずれの改革項目も、P D C Aサイクルによって実行し、評価については、C（チェック＝新大綱に沿った実施がなされているかどうか）によることとする。

2 具体的な評価方法

具体的には、別紙2の新行政改革大綱実施計画評価表(案)[記入例]により、実施計画を活用して評価していく。

評価に当たっては、別紙3の推進体制により、内からも外からも評価していく。

【これまでの評価：県政運営の改革方針における評価】

計画どおり行われたかどうかを検証してきたが、以下のような課題があった。

1 不完全なP D C Aサイクル

全庁的な評価は各年度末での進捗状況の把握にとどまり、課題分析は、特に遅れている項目を除き行っていなかった。また、質的な評価は、明確には行っていなかった。

2 推進期間中の計画の硬直化

計画内容を達成した項目に取組を追加したり、事情変更等で計画実施が困難な項目について計画を変更することがなかった（仕組みがなかった）。

【参考】

1 「県政運営の改革方針」(平成20年度～平成22年度)の評価方法

(参考資料2参照)

(1) 実施計画の進捗状況の把握

各年度末に見込で
実績表を作成

次年度当初に
実績で補正

群馬県県政改革実施
委員会に報告

(2) 群馬県県政改革実施委員会(委員長:総務部長、委員:各部局主管課長、行政事務所長等)での課題分析及び情報共有

計画より進んでいる項目の情報共有

計画より遅れている項目とその状況の課題分析

各部局独自の取組の情報共有(参考資料3参照)

(3) 質的な評価の実施

20年度・21年度の評価を、「新行政改革大綱」検討作業として、

22年6月に実施

最終評価を、推進期間終了後の平成23年5月に実施

2 「県政運営の改革方針」の評価方法の総括

(1) 評価できる点

各年度末における実績見込での作成

当該年度に実績見込で作成しておくことで、人事異動があった場合の次年度への取組の引継ぎがスムーズだった。

群馬県県政改革実施委員会での課題分析及び情報共有

実施委員会で計画より遅れている項目の状況を分析することで、進捗が図られた。また、各部局の取組を情報共有することで、業務改善等の取組を進める参考となった。

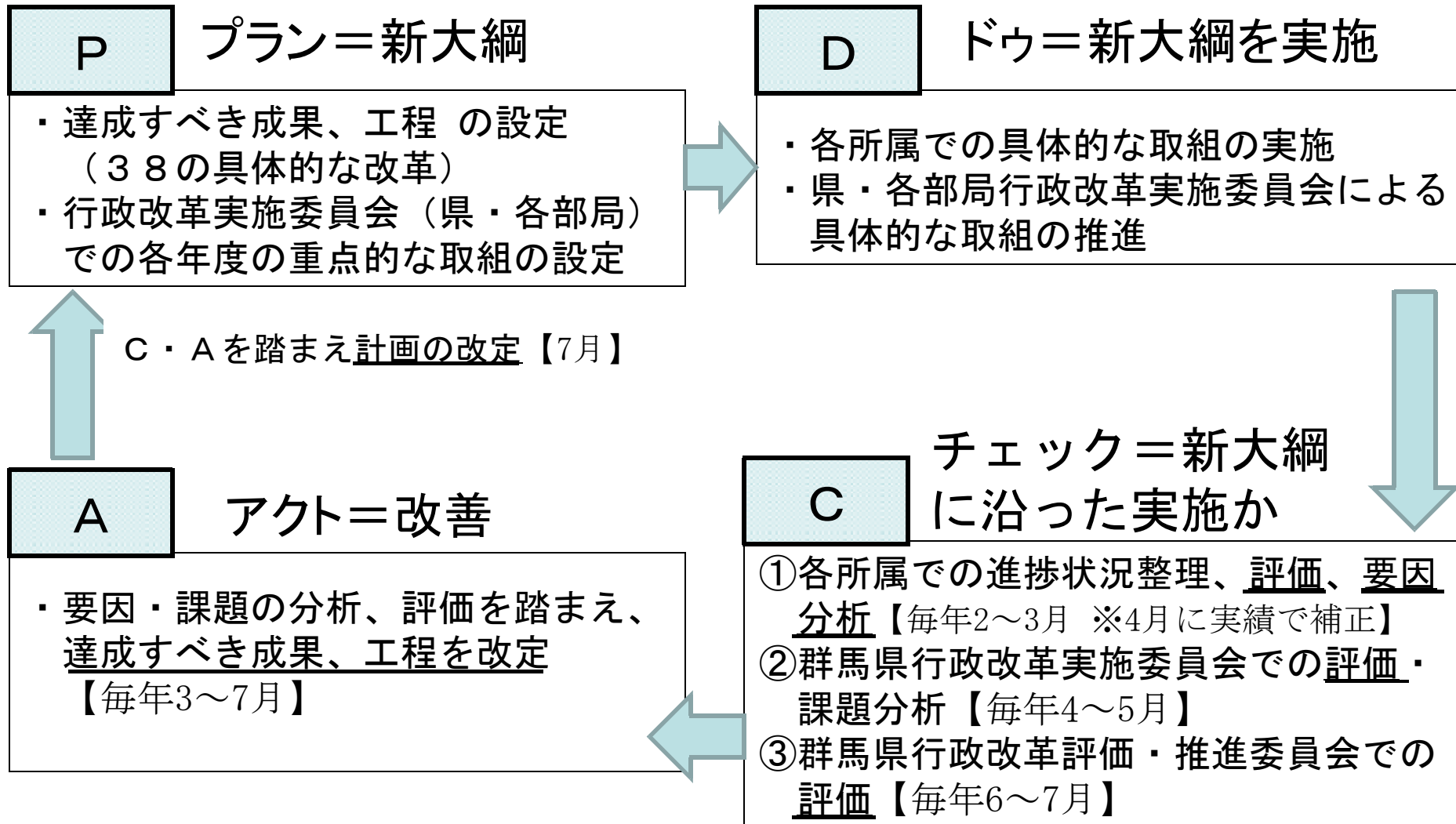
質的な評価の実施

計画に対する進捗状況だけでなく、取組の質的な評価を行うことで、今後取り組むべき課題が明確となった。

(2) 課題

オモテ面【これまでの評価:県政運営の改革方針における評価】のとおり。

新行政改革大綱の評価サイクル（案）



※下線部が、新大綱のもとにおける新たな取組

新行政改革大綱 実施計画 評価表 (案)

(参考) 実施計画本文

【記入例】

目標 2 「仕事の仕方」の改革 改革 6 事務処理の効率化と経費削減

目標 2 「仕事の仕方」の改革 改革 6 事務処理の効率化と経費削減

(2) 内部管理経費の節減

「達成すべき成果 1」実績評価 (A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施中 D. 検討中等)

① 公用車管理の改善

【成果】

- 県庁での集中管理の実施及び各県民局での共同利用の拡大の仕組みを整えました。
- 委託、リースの導入などの検討を行いました。

【課題】

- 今後の運用において、事務の効率化や公用車の利用しやすさの向上、台数の削減等を目指します。
- 今後の運用状況を分析し、委託・リース導入等を含め、最も適切な方法での管理手法を検討します。

【成果・課題の要因】

- 県及び各部署行政改革実施委員会で 23 年度の重点的な取組項目として検討することで具体的な検討が進みました。
- 県庁での共同利用の拡大は 23 年度中に実施しましたが、集中管理は予算や組織を整える必要があり、運用開始は 24 年度からとなりました。
- 台数の削減や委託化等は、運用開始後の状況を確認した上で行う必要があります。

「達成すべき成果 2 (数値等の目標)」進捗状況
(進捗状況=A. 実施済 B. 実施中 C. 検討中 D. 未着手)

| 現状 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--|--|-------------------------------|-----------------------------|
| ① 公用車の状況 ア 台数 (H22.10現在) ・本庁全体 281台 (特殊車両を含む) ・運転手付車 14台 ・各所属直接管理車 140台 ・集中管理車 127台 イ 部局別 1 台当たり利用時間 最大の部局 1,517時間 最小の部局 513時間 (H21年度) | 目標値 (太字=期間中修正) | | |
| | ① 集中管理開始、共同利用の拡大、運用の実態を踏まえ、委託やリース対応を含めた管理手法の検討、管理計画策定 (県庁全体、県民局ごと) | ① 共同利用の拡大、台数削減 ・委託・リース導入準備 | ① 共同利用の拡大、台数削減 ・委託・リース導入 |
| 実績値 | | | |
| | ① 集中管理、共同利用の拡大の仕組みを構築。 ・委託やリース対応を含めた管理手法を検討 ・県庁での共同利用拡大の実施 | | |
| 工程 (太字=期間中修正) | | | |
| 23年度 | 24年度 | 25年度 | |
| ① 集中化、台数削減、管理方法の検討 | ① 共同利用の拡大、効率的利用、台数削減 | | |
| | ① 委託・リース導入準備 | ① 委託・リース導入 | |

担当所属 (総) 総務課、管財課、(会) 会計課、各所属

(2) 内部管理経費の節減

公用車管理、清掃・警備などの庁舎管理、資源ゴミの処理、物品の調達などの内部管理や経常的な業務について、仕事の仕方を根本から見直し、外部委託の導入や処理方法の改善などにより、コストの節減や業務の効率化を図ります。

現状・課題

内部管理のための事務費や施設の運営費など経常的な経費については、継続的に見直さなくてはなりません。厳しい財政状況が続く中、様々な方策により経費削減や事務の効率化を図っていく必要があります。

① 公用車管理は、県庁の部局の集中管理に留まっていることや国庫補助の対象などの問題があり十分に共同利用が進んでいません。地域機関を含め集中管理・共同利用を拡大していく必要があります。

達成すべき成果 1

以下の取組により経費の一層の削減と事務の効率化を図っていきます。

① 公用車管理の改善
県庁及び各県民局において、集中管理・共同利用の実施・拡大を進めるとともに、次の手法により経費の削減及び事務の効率化を目指します。

- 稼働率の低い古い公用車の廃車による効率的運用
- 車検、タイヤ交換などの一括発注

集中管理実施後に、運用の実態を踏まえて、委託、リースの導入など市場化テストの実施を含めた検討を行い、最も適切な方法での管理手法を採用します。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

| 現状 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--|--|----------------|----------------|
| ① 公用車の状況 ア 台数 (H22.10現在) ・本庁全体 281台 (特殊車両を含む) ・運転手付車 14台 ・各所属直接管理車 140台 ・集中管理車 127台 イ 部局別 1 台当たり利用時間 最大の部局 1,517時間 最小の部局 513時間 (H21年度) | ① 集中管理開始、共同利用の拡大、運用の実態を踏まえ、委託やリース対応を含めた管理手法の検討、管理計画策定 (県庁全体、県民局ごと) | ① 共同利用の拡大、台数削減 | ① 共同利用の拡大、台数削減 |
| | 工程 | | |
| 23年度 | 24年度 | 25年度 | |
| ① 集中化、台数削減、管理方法の検討 | ① 共同利用の拡大、効率的利用、台数削減 | | |

担当所属 (総) 総務課、管財課、(会) 会計課、各所属

行政改革の推進体制

群馬県行政改革推進会議

- (構成) 議長：知事
議長代理：両副知事
委員：教育長、企業管理者、病院管理者、警察本部長、各部長、
危機管理監、会計管理者、各県民局長、議会事務局長

(所掌事務)

- (1) 行政改革の基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進方策の決定に関すること。
- (3) 行政改革の推進方策の進行管理に関すること。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

・実施計画の進行管理 ・年度ごとの重点的な取組の設定 ・達成状況の検証等

連携

群馬県行政改革実施委員会

(構成)

- 委員長：総務部長
委員：各部署主管課長、人事課長、財政課長、各行政事務所長、会計課長、
(企)総務課長、(病)総務課長、(議)総務課長、(人)管理課長、(監)管理課長、(労)管理課長、(教)総務課長、(警)総務企画課長、県職労中央執行委員長

(所掌事務)

推進会議の所掌事務の具体的な検討を行う。必要に応じて、専門の事項を調査、検討する作業部会を置く。

・計画実施状況の評価、課題分析
・年度ごとの重点的な取組の検討等

部局行政改革実施委員会

(構成)

構成その他運営に関する事項は当該部局長・県民局長が定める。

(所掌事務)

行政改革に係る全庁的な課題及び当該部局における課題について、必要な方策、措置を講ずる。

・実施計画に定める具体的な改革の実施
・年度ごとの重点的な取組に係る所管事項における取組の検討、実施

【第三者委員会】

群馬県行政改革評価・推進委員会

(構成) 民間委員8名(うち公募2名)[現委員任期：H22.9.24～H24.9.23]

(所掌事務)

- (1) 新行政改革大綱の策定に関する助言
- (2) 行政改革の取組の評価及び助言
- (3) 「公共施設のあり方検討委員会」の答申を踏まえた取組の検証

・改革の進め方や取組結果に対する県民目線からの評価